

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する令和6年度小禄道路橋梁上部工（P30～P36）、下部工（P35）工事は、特定建設工事共同企業体及び単体有資格業者等による一般競争により行うこととしたので、当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法を次のとおり公示します。

令和6年4月3日

沖縄総合事務局 開発建設部長 坂井 功

◎調達機関番号 007 ◎所在地番号 47

1. 工事名 令和6年度小禄道路橋梁上部工（P30～P36）、下部工（P35）工事
2. 工事場所 沖縄県豊見城市字与根地内
3. 工事内容 工場製作工1式、工場製品輸送工1式、鋼橋架設工1式、鋼橋現場塗装工1式、床版工1式、橋梁付属物工1式、鋼橋足場等設置工1式
4. 工事区分 鋼橋上部工事

5. 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和6年4月4日から令和6年4月30日まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日9時00分から17時15分まで。

(2) 受付場所

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約管理係

T E L 098-866-0031(内線2541)

6. 共同企業体の構成員の数、資格要件等

(1) 構成員の数

最大3社とする。

(2) 構成員の組合せ

当局による一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。

(3) 構成員の資格要件

全ての構成員が、本工事に係る入札公告に

定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。

(4) 出資比率

全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(5) 代表者の要件

代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。

(6) 有効期間

特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

① 発注工事の契約の相手方となった者

競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。

② 発注工事の契約の相手方とならなかった者

競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。

7. 資格審査申請書類

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

(2) 共同企業体等調書

(3) 経審結果通知書の写し

※令和5・6年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。

(4) 共同企業体協定書の写し

8. 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。

9. その他

(1) 共同企業体の名称は、「○○○・□□□(会社名等)特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長 坂井功が公告する入札参加資格の確認を受けること。

(3) 申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。

上記5.(2)に同じ。